

学校施設等における石綿含有保温材等の 使用状況等調査（特定調査）実施要領

1. 調査の経緯

- 文部科学省においては、子供たちなどの安全対策に万全を期すために、平成17年度から「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施。
平成18年度以降毎年、吹き付けアスベスト等の対策状況について、フォローアップ調査を実施。
- 今般の石綿障害予防規則の改正により、これまでの吹き付けアスベスト等に加え、新たに「石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材」（以下、「石綿含有保温材等」という。）が規制対象となったことから、それらの使用状況について調査（＝全体調査）を実施することとしたもの。
ただし、石綿含有保温材等の全ての状況を把握するまでには、相当な期間を要するため、まずは室内等に露出して設置されている保温材や耐火被覆材の劣化、損傷等の状況（ばく露のおそれ）について調査（特定調査）を先行実施することとしたもの。

2. 特定調査方法

1) 調査方法

校舎等を巡回しながら目視により、室内等に露出して設置されている保温材や耐火被覆材等の劣化、損傷等の状況（ばく露のおそれ）について調査する。
煙突については、専門家又は専門業者等に依頼するなどして実施する。

2) 調査対象室等

教室や廊下、階段、便所、管理諸室（屋上やベランダを含む）など、児童生徒・教職員等が通常立ち入る場所及び煙突を対象とする。

※専門の作業員のみが立ち入るような機械室や床下ピット、共同溝内等については、特定調査では対象外とし、全体調査で対象とする。

3) 調査対象範囲

2) の室内等に露出して使用されている保温材や耐火被覆材等を対象とする。

※天井内や壁内等に隠れているものについては、特定調査では対象外とし、全体調査で対象とする。

4) 飛散防止対策

劣化、損傷等（ばく露のおそれ）を確認した場合は、専門業者等に相談の上、直ちに飛散防止のための応急処置を講じるとともに、引き続き速やかに、除去、封じ込め、囲い込みの処置を講じること。

3. 調査対象建物等及び建材

1) 調査対象建物

調査対象建物は、平成8年度以前に完成した建物（改修工事も含む）とし、当該建物に使用されている、次のアからウに掲げるものを調査対象建材とする。

ただし、石綿含有耐火被覆材*¹や石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種*¹の中には、それぞれ平成12年又は平成16年頃まで製造されていた製品があるため、耐火被覆材については、平成9年度以降、平成17年度頃までに完成した建物（主に鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造）も調査対象とする。（下表参照）

2) 煙突

煙突については、平成26年10月1日時点で保有する全数を調査対象とする。

*1：調査対象建材の製造年については、「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について（依頼）」（平成17年7月29日付け17文科施設第154号）の参考資料や「目で見えるアスベスト建材（第2版）国土交通省」（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf）及び「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（<http://www.asbestos-database.jp/>）などを参考に判断する。

■調査対象建物等と調査対象建材の区分一覧

調査対象建材	調査対象建物等		
	平成8年度以前に完成した建物等	平成9～17年度頃に完成した建物等	平成18年度以降に完成した建物等
ア 保温材	○※	×	×
イ 耐火被覆材	○	○	×
ウ 煙突用断熱材	平成26年10月1日時点で保有する全ての煙突		

※ 平成9年度以降に整備した空調設備等の露出配管等は、調査対象外（調査票への記録不要）。

○：調査対象

×：調査対象外

ア 保温材：石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有パーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など

イ 耐火被覆材：石綿含有耐火被覆材、石綿含有けい酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など

ウ 断熱材：煙突用断熱材

（屋根用折版石綿断熱材については、吹き付けアスベスト等の使用実態調査において、既に実施済みのため、対象外とする。）

4. 調査結果の公表

- ・本調査は石綿含有保温材等の使用状況を把握するために実施するものであり、各機関の状況を公表することを目的としたものではありませんが、調査結果の集計結果については、公表する場合がありますので、あらかじめお知らせします。

5. 調査時点

- ・調査時点は、平成26年10月1日（水）とする。

6. 提出期限

- ・提出期限は、平成26年10月3日（金）とする。

7. 提出する調査票・提出先

- ・提出する調査票は、各機関の石綿含有保温材等の使用状況に応じ、下表及び別表1（調査対象機関・提出先・連絡先等）により提出する。
- ・提出方法（郵送・FAX・メール）は、提出先により異なるので別表1を確認し提出する。
- ・全体調査が完了している場合でも、今回は特定調査の様式に記入して提出する。

■使用状況及び保有実態区分により提出が必要な調査票一覧

使用状況及び保有実態区分		様式0	様式1 1-1A～ 1-10	様式2 2-1A～ 2-10	様式3
特定調査	(1) 室内等に露出して使用されている保温材、耐火被覆材がある機関	■	○	—	
	(2) 室内等に露出して使用されている保温材、耐火被覆材がない機関（平成9年度以降に完成した建物のみ保有する機関を含む。ただし、平成17年度頃まで使用されていた石綿含有耐火被覆材が使用されている建物を除く）	■	—	—	
	(3) 煙突用断熱材を使用している煙突を保有している機関（平成26年10月1日時点）	■	—	○	○
	(4) 煙突用断熱材を使用している煙突を保有していない機関（平成26年10月1日時点）	■	—	—	—

○：提出する。

—：提出しない。

■：各調査対象機関は提出しない。別表1において域内取りまとめをお願いする都道府県知事部局及び同教育委員会は、提出する。

8. 調査票の種類

調査票様式は以下のとおり。

■様式一覧

様式名	調査内容
様式0	使用状況調査対象機関数調査票
様式1（1-1A～1-10）	室内等露出保温材、耐火被覆材使用状況調査票（特定調査）
様式2（2-1A～2-10）	煙突用断熱材使用煙突状況調査票（特定調査）
様式3	煙突用断熱材使用煙突状況調査票（特定調査）（保有状況）

※各様式のフォーマットは、以下の文部科学省ホームページより入手できます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1349865.htm

9. 記入要領

以下の記入要領をよく読み、調査漏れ等がないようよく確認した上で提出すること。
なお、調査票作成に当たり、東日本大震災において被災した機関については、以下のとおり対応すること。

○被災により仮設建物等を使用している場合

- ・平成26年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出を要しない。
- ・なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上すること。所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上すること。

○共通事項

- ・「機関情報」を記入する。(機関名、所属名、担当者名、連絡先(電話)、E-mail)
- ・以上の他、調査票提出に当たって疑義がある場合は、本件照会先まで連絡すること。

(0) 様式0

●使用状況調査対象機関数調査票

○記入内容

- ・調査対象機関数については、別表1において域内取りまとめをお願いする都道府県知事部局及び同教育委員会において把握されている他の調査結果や前年度からの増減数等を基に(石綿含有保温材等の使用の有無に関わらず)本調査対象の全機関数を記入すること。

■全機関数

- ・平成26年10月1日時点の「全機関数」を記入すること。
- ・国公立大学、国私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、認可法人、特殊法人、独立行政法人の「全機関数」は、文部科学省の担当課で取りまとめるため記入は不要。

(1) 様式1 (1-1A~1-10)

●室内等露出保温材、耐火被覆材使用状況調査票(特定調査)

○記入内容

- ・室内等露出保温材、耐火被覆材の使用状況について、次の調査区分①及び調査区分②ごとに機関数、室数(日常利用室)及び通路部分の数を記入する。(別紙1参照)
- ・石綿含有保温材、耐火被覆材は、「除去」等の対策工事中であっても、平成26年10月1日時点で、対策工事が完了していない場合は、当該項目に計上する。

調査区分① 露出保温材、耐火被覆材が使用されているもの

室内等に露出して使用されている保温材、耐火被覆材がある場合は、機関数及び室数を記入する。

調査区分② 劣化、損傷等によるばく露のおそれがあるもの

調査区分①のうち、措置済み状態^{*2}ではなく、劣化、損傷等による石綿の粉じんの発散による、ばく露のおそれがある石綿含有保温材、耐火被覆材がある場合は、機関数及び室数を記入する。

また、劣化、損傷等が確認された保温材、耐火被覆材に石綿が含有しているか不明な場合は、特定調査では、ばく露のおそれがあるに区分し、全体調査で石綿含有製品か確認するものとする。

*2：石綿含有保温材等が損傷、劣化し含有されている石綿が大気中に飛散しないように適切な材料で完全に覆う等、粉じんが飛散しない状態。

例えば、天井内や壁内等で覆われている場合の石綿含有保温材等については、措置済み状態として差し支えない。

(3) 様式2 (2-1A~2-10)・様式3

●煙突用断熱材使用煙突状況調査票（特定調査）

●煙突用断熱材使用煙突状況調査票（特定調査）（保有状況）

○記入内容

- ・煙突用断熱材（石綿を含有していない煙突用断熱材を含む）を使用している煙突1本ごとに次のa）～j）について記入すること。
なお、煙突用断熱材が使用されていない石綿セメント円筒等で造られているストーブ用等の煙突については、本調査の対象外とする。
- ・煙突用断熱材は、「除去」等の対策工事中であっても、平成26年10月1日時点で、対策工事が完了していない場合は、当該項目に計上する。

- a) 機関数：煙突を有する機関数を記入する。
- b) 建築年：煙突の年号を記入する。
- c) 区分：煙突が校舎等の建物と一体で建築（建物一体形）されているか、煙突単独で建築（独立形）されているか記入する。
- d) 長さ：煙突の長さを記入する。
- e) 太さ：煙突の内径を記入する。（角形の場合は、内寸とする）
- f) 使用状況：平成26年10月1日時点で、煙突を使用しているか記入する。
- g) 石綿含有：石綿含有煙突用断熱材か記入する。
（石綿含有率がわかる場合は、その含有率も記入する）
- h) 措置済み：封じ込め状態^{*3}又は囲い込み状態^{*4}（以下「措置済み状態」という。）のいずれかを記入する。
- i) 劣化等無：措置済み状態ではなく、煙突用断熱材の損傷、劣化等がなく石綿の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがないものを記入する。
- j) 劣化等有：措置済み状態ではなく、煙突用断熱材の損傷、劣化等があるため石綿の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがあるものを記入する。

*3：石綿含有保温材等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して粉じんが飛散しない状態。

*4：石綿含有保温材等が損傷、劣化し含有されている石綿が大気中に飛散しないように適切な材料で完全に覆う等、粉じんが飛散しない状態。（煙突については、ボイラー室等への開口部、煙突頂部や下部の点検口などを完全に覆い、粉じんが飛散しない状態）